

1. 届出窓口 :一般社団法人 青森県建築士事務所協会
2. 申請手数料:不要
3. 提出書類 :提出書類の内訳は次の通りで、変更内容によって異なりますのでご注意ください。
4. 提出部数 :正本1部のみ。

1) 「建築士事務所の名称の変更」の場合

提出書類の内訳	注意事項
・建築士事務所登録事項変更届	

2) 「建築士事務所の所在地の変更」の場合

提出書類の内訳	注意事項
・建築士事務所登録事項変更届	

3) 「個人登録の場合の開設者の姓の変更」の場合

提出書類の内訳	注意事項
・建築士事務所登録事項変更届	
・戸籍謄本又は抄本	発行日から6ヶ月以内のもの。

4) 「法人登録の場合の法人名称の変更」の場合

提出書類の内訳	注意事項
・建築士事務所登録事項変更届	
・略歴書	登録者及び管理建築士の略歴書
・誓約書	
・登記事項証明書	発行日から6ヶ月以内のもの。

5) 「法人登録の代表者及び役員の変更」の場合

提出書類の内訳	注意事項
・建築士事務所登録事項変更届	
・略歴書	代表者以外の役員の変更の場合は不要
・誓約書	
・登記事項証明書	発行日から6ヶ月以内のもの。

6) 「管理建築士の変更」の場合

提出書類の内訳	注意事項
・建築士事務所登録事項変更届	
・略歴書	変更後の管理建築士の略歴書
・住民票	変更後の管理建築士のもの。発行日から 6 ヶ月以内のもの。
・管理建築士の「管理建築士講習修了証」の写し	管理建築士は、建築士法第24条第2項に規定する課程(管理建築士講習)を修了した者でなければなりません。 管理建築士講習については、青森県建築士事務所協会(電話 017-773-1596)までお問い合わせください。

※旧管理建築士が当該建築士事務所を退職(転勤含む)した場合や、新管理建築士が当該建築士事務所に新たに採用(転勤含む)になった場合には、別途、「**所属建築士変更届**」の提出が必要です。

7) 「管理建築士の姓の変更」の場合

提出書類の内訳	注意事項
・建築士事務所登録事項変更届	
・書換え後の建築士免許証の写し	

※書換え手続きを行っていない場合には、建築士の免許証の交付を受けた機関にて、書換え手続きをおこなってください。

8) 「有限会社→株式会社の変更」の場合

提出書類の内訳	注意事項
・建築士事務所登録事項変更届	

上記1)～8)以外の変更については、「廃業届」を提出し、新たに建築士事務所登録をする必要があります。(同時に提出)

例1: 法人登録←→個人登録

例2: 2級建築士事務所←→1級建築士事務所